

# 松阪市地球温暖化対策実行計画策定業務

## 公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

松阪市環境生活部 環境課

## 1. 趣旨

松阪市は、令和5年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明するとともに「松阪市ゼロカーボンビジョン」を公表し、2050年の脱炭素社会の実現を目指している。地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定する「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するにあたり、市民及び企業に対するアンケート調査、温室効果ガス排出量の推計及び将来予測、再エネ導入ポテンシャル調査、脱炭素シナリオの設定及び脱炭素施策の検討等を行い、松阪市における地域脱炭素社会の実現のために必要な施策を取りまとめた松阪市地球温暖化対策実行計画を策定する。

なお、当該計画は、区域施策編の策定のほか既存の事務事業編の改定を含むものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の名称

松阪市地球温暖化対策実行計画策定業務

### (2) 業務の内容

詳細は、別紙「松阪市地球温暖化対策実行計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 業務の期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

## 3. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、仕様書の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- ① 松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号）第5条の規定による一般競争有資格者名簿（業務委託）に登録があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の各号に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ 松阪市建設工事等指名措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できること。
- ⑦ 過去5年に受注完了した又は完了見込みである本業務と同種の業務実績があること。同種の業務とは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定業務のほか、地方公共団体の脱炭素化に関する調査業務、脱炭素化計画等の策定等の業務をいう。なお、下請け業務は含まないものとする。

#### 4. 提案上限額

9,900,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、上限額を超えた提案は無効とする。

#### 5. プロポーザルへの参加にあたっての留意事項

##### (1) 仕様書等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申請書の提出をもって、本要領や仕様書のほか本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

##### (2) プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

##### (3) 使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

##### (4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用又は不採用に関わらず返却しない。

##### (5) 提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。

- ① 参加資格条件を欠くもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったと認められるもの
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- ④ 信義に反する行為があったとき
- ⑤ その他選考に係る不正行為があったとき

##### (6) その他

仕様書等に変更があった場合には、参加希望者に通知する。

#### 6. 参加申請

##### (1) 所管課（申請書等の提出先）

松阪市環境生活部 環境課（第4別棟）

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

電話 0598-53-4426

F A X 0598-26-4322

E-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

## (2) 本プロポーザルの実施スケジュール

公告日	6月 1日 (木)
参加申請に係る質問提出期限	6月 14日 (水)
参加申請に係る質問回答期限	6月 15日 (木)
参加申請書の提出期限	6月 19日 (月)
参加資格審査結果通知日	6月 20日 (火)
企画提案書及び提案見積書等に係る質問提出期限	6月 21日 (水)
企画提案書及び提案見積書等に係る質問回答期限	6月 23日 (金)
企画提案書及び提案見積書等提出期限	6月 27日 (火)
書類審査結果通知日(※実施する場合のみ)	6月 30日 (金)
プレゼンテーション審査実施日	7月 6日 (木)
最優秀提案者の決定	7月上旬 (予定)

## (3) 本要領等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 令和5年6月1日(木)～6月19日(月)

※土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

閲覧場所 (1)に同じ。(関係様式等は次の市ホームページからダウンロード可能。)

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kankyo/jikkoukeikakukoukouku.html>

## (4) 参加申請に係る質問提出期限

令和5年6月14日(水)午後5時(必着)

※ 質問の要旨を質問書(様式第6号)に記載し、所管課に原則として電子メールで送信すること。ただし、やむを得ない場合は、FAXでも可。

## (5) 参加申請に係る質問回答期限

原則として、令和5年6月15日(木)までに、質問者にのみ電子メールにより随時回答する。

## (6) 参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和5年6月19日(月)午後5時(必着)

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便による。なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類 以下のとおり。ただし、証明書等を除きすべてA4サイズとする。

① 参加申請書(様式第1号)

② 事業者概要(沿革、代表者の履歴等)(任意様式)

③ 業務実績調書(様式第2号)及び契約書の写し等

※ 国又は地方公共団体と締結した契約書の写し等

④ 納税に関する証明書(発行から3か月以内のもの)

※ 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

**(7) 参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）**

通知日 令和5年6月20日（火）

通知方法 電子メールにより参加者へ送信する。

**(8) 企画提案書及び提案見積書等に係る質問提出期限**

令和5年6月21日（水）午後5時（必着）

※ 質問の要旨を質問書（様式第6号）に記載し、所管課に原則として電子メールで送信すること。ただし、やむを得ない場合は、FAXでも可。

**(9) 企画提案書及び提案見積書等に係る質問回答期限**

原則として、令和5年6月23日（金）までに、参加者に電子メールにより随時回答する。

**(10) 企画提案書及び提案見積書等提出期限、提出場所及び提出方法等**

提出期限 令和5年6月27日（火）午後5時（必着）

提出場所 (1)に同じ。

提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便による。なお、郵送又は宅配便の場合は、事前に所管課まで連絡すること。

提出書類 以下のとおり。ただし、すべてA4サイズとする。

① 企画提案書（様式第3号を含む）

② 提案見積書（様式第4号）

③ 業務実施体制調書（様式第5号）

**【企画提案書の作成上の留意事項】**

- ① 企画提案書の様式は、A4両面横書きとすること（縦長・横長は問わない）。
- ② 企画提案書は、正本1部と副本（副本は押印不要とする。）6部、電子媒体1部を添付すること。電子媒体には、紙媒体で提出する文書をすべて含めること。電子媒体はPDF形式又はMicrosoft Office形式とすること。
- ③ 企画提案書は、仕様書及び別紙「松阪市地球温暖化対策実行計画策定業務公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）に沿って、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。なお、企画提案書を記載する際は、どの項目に対する記述であるかを明らかにすること。その他、仕様書に従って積極的な提案を行うこと。
- ④ 企画提案書の最初のページは様式第3号「企画提案書」とし、全部で50ページ以内に収めること。また、必ずページ番号を付すこと。
- ⑤ 「実施要領や仕様書の記載のとおり」といった記述にしないようにすること。
- ⑥ 契約締結の際には、仕様書に加え、企画提案書を添付するため、確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書等に記載された内容は、すべて提案者が実現を約束したものとみなす。
- ⑦ 仕様書に示すもの以外に、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、企画提案書により積極的な提案を行うこと。
- ⑧ 提案見積書に含まない別途費用を必要とする提案は受け付けない。

### 【提案見積書の作成上の留意事項】

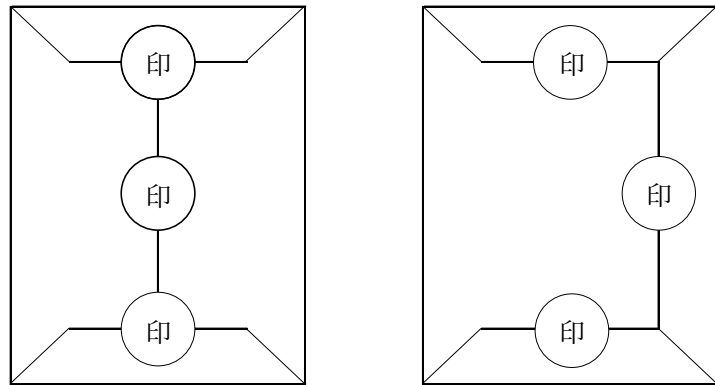
- ① 提案見積書は、様式第4号に従い作成すること。
- ② 提案見積書は、企画提案書とは別に作成すること。
- ③ 提案見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。
- ④ 提案見積書は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。
- ⑤ 提案見積書を提出する際は、封筒に入れ、封緘（封の糊付け）し、封筒の継ぎ目に封印（押印）すること。印は、本市の競争入札参加資格者登録に使用した印鑑を使用すること。

### 【提出用封筒参考例】

提案見積書用封筒（表）

提案見積書在中	
宛先	松阪市長
件名	○○○
事業者名	○○○

提案見積書用封筒（裏）



### 【提案が無効となる場合】

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ① 二以上の提案（見積り）をしたとき。
- ② 提案見積書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい提案。
- ③ 提案見積額に関して、桁間違い等、提案者から誤記との意思表示がなされた場合。
- ④ 提案見積書用封筒に封緘（封の糊付け）、封印のないもの。

## 7. 審査方法

### (1) 審査内容及びスケジュール

企画提案書及び提案見積書等の提出期限後、松阪市地球温暖化対策実行計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、以下のとおり審査を行う。なお、本プロポーザルへの参加希望者が1者であっても同様とする。審査の基準については選定基準を参照のこと。なお、企画提案書の提出者が4者を越えた場合は、企画提案書による書類審査を実施し、上位4者程度をプレゼンテーション審査の対象とする場合がある。書類審査を行ったときは、令和5年6月30日（金）までに審査結果を電子メールで通知する。

実施日時 令和5年7月6日（木）（非公開）

※ 開催場所及び時間については、後日通知する。

実施内容 提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行う。プレゼンテーション時間は 30 分、質疑応答時間は 15 分とする。審査の順番は抽選により決定し、別途通知する。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。なお、事業者の出席人数は 3 名以内とする。

## (2) 総合評価点が同点となった場合の取扱い

提案評価点が高い者を契約候補者とする。なお、提案評価点が同点の場合は、委員会委員による多数決により決定する。

## 8. 契約保証金

契約予定者は、松阪市契約規則第 31 条の規定に基づき、契約締結時に契約保証金を納付するものとする。なお、契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

## 9. 支払いについて

本業務に係る費用は完了検査終了後、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

## 10. その他

参加申請書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式第 7 号)を令和 5 年 6 月 27 日(火)午後 5 時(必着)までに、所管課へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。また、郵送する場合は、事前に所管課まで連絡することとし、必ず書留又は簡易書留とすること。